

示第 460 号及び令和 4 年佐賀県告示第 27 号の事業地のうち、小城市小
城町字中町及び字布施ヶ里 1 角、松尾字久保、字丁永及び字天神軒、船
田字久蘇及び字久蘇籠並びに畑田字散 1 本 3 割及び字散 2 本 4 割並び
に三日月町久米字久米 1 本 3、字久米 1 本 4、字久米 1 本 5、字久米 2
本 5、字久米 2 本 6、字久米 5 本 4、字土生 1 本 5、字馬見 1 本 4、字
馬見 1 本 9、字平井、字平松、字本告 3 及び字本告 4 並びに長神田字 18
坪を削る。

ウ 平成 10 年佐賀県告示第 340 号、平成 15 年佐賀県告示第 588 号、平成
22 年佐賀県告示第 225 号、平成 24 年佐賀県告示第 95 号、平成 25 年佐
賀県告示第 290 号、平成 29 年佐賀県告示第 437 号、平成 30 年佐賀県告
示第 460 号及び令和 4 年佐賀県告示第 27 号の事業地のうち、小城市小
城町字岡町、字下岡小路、字下町、字桜岡、字鯖岡小路、字西小路、字
東小路、字蛭子町及び字北小路、松尾字滝並びに畑田字 11 坪、字 13 坪、
字 14 坪、字 1 坪、字 24 坪、字 2 坪及び字砂田、字散 2 本 10 割、三日
月町久米字甘木、字甘木 1 本 1、字甘木 1 本 7、字甘木 1 本 8、字甘木
2 本 1、字甘木 2 本 10、字甘木 2 本 5、字甘木 3 本 11、字甘木 4 本 1、
字甘木 4 本 10、字久米、字久米 2 本 3、字久米 2 本 4、字久米 3 本 1、
字久米 4 本 1、字久米 4 本 2、字久米 5 本 3、字久米 6 本 3、字久米 6
本 4、字土生、字土生 1 本 1、字土生 1 本 2、字土生 1 本 3、字土生 1
本 4、字馬見 1 本 10、字馬見 1 本 11、字馬見 1 本 12、字馬見 1 本 18、
字副中、字本告、字本告 10、字本告 11、字本告 12、字本告 13、字本告
14、字本告 15、字本告 16、字本告 18、字本告 19、字本告 20、字本告
21、字本告 22、字本告 6、字本告 7、字本告 8 及び字本告 9、金田字遠
江、字遠江 10 割、字遠江 11 割、字遠江 12 割、字遠江 14 割、字久本、
字久本 32 割及び字金田、甲柳原字 2 坪及び字甲柳原、三ヶ島字 18 坪、

字 19 坪、字 31 坪、字 6 坪、字 9 坪及び字三ヶ島、長神田字 19 坪、字 23 坪、字 24 坪、字 29 坪、字 30 坪、字 31 坪、字 36 坪、字 42 坪、字 43 坪、字 46 坪、字 47 坪、字 48 坪、字 49 坪、字 52 坪、字 53 坪、字 58 坪、字 61 坪、字 63 坪、字高田、字佐織、字初田、字仁俣、字大寺及び字戊、樋口字五条、字江口 16、字江口 18、字江利、字江利 1、字江利 10、字江利 2、字江利 31、字江利 33、字樋口、字樋口 22、字樋口 26、字樋口 28、字樋口 29、字樋口 31、字樋口 32、字樋口 34、字立石、字立石 16、字立石 29、字立石 31 及び字立石 32 並びに堀江字四条、字四条 12、字四条 20、字四条 23、字四条 27、字四条 28、字深町、字深町 2、字深町 20、字島溝、字島溝 2 及び字堀江 37、牛津町乙柳字乙籠三十二角、字乙籠十三角、字乙籠二角、字乙籠二十角、字乙籠二十五角、字下籠一角、字下籠九角、字下籠三十角、字下籠十九角、字下籠十七角、字下籠十八角、字下籠二角、字下籠二十角、字下籠八角、字上籠一角、字上籠五角、字上籠二角、字立籠一角、字立籠三角、字立籠十一角、字立籠十五角、字立籠十七角及び字立籠十六角、柿樋瀬字柿一角、字柿九角、字柿三角、字柿四角、字柿七角、字柿十一角、字柿十五角、字柿十三角、字柿十七角、字柿十二角、字柿二角、字江九角、字江五角、字江四角、字江二角、字江八角、字練一角、字練九角、字練十一角、字練十五角、字練十三角、字練十四角、字練十二角、字練十六角、字練二角、字練二十五角、字練二十八角及び字練二十六角、牛津字一本柳、字牛津一、字松籠、字杉籠、字天神籠及び字友田、勝字一本松、字一籠、字黒木、字三本松、字前満江、字大戸ヶ里、字二本松、字二籠及び字八本松並びに上砥川字一本松、字五本松、字三本松、字三本柳、字四本松、字七ツ江、字早木、字大村、字大谷、字二本松及び字二本柳並びに芦刈町芦溝字一本松通、字一本柳、字下馬、字舎人、字小路、字中溝、字町分、字鶴籠、

字徳島及び字入地、永田字一本松籠、字稻荷角、字永田、字沖神籠、字祇園角、字住ノ江搦、字西子ノ日、字東子ノ日、字南沖神籠、字南里搦、字弁才角、字弁財、字北竜王籠、字竜王籠、字六丁及び字六丁搦、下古賀字新村及び字村中籠、三王崎字屋敷搦、字牛王、字五本松、字三条、字三町籠、字三本松、字四本松、字舎人搦、字新搦、字西戸崎、字川越搦、字東戸崎、字二町籠及び字二本松、道免字桐籠、字黒木籠、字道免、字楠籠及び字柳籠並びに浜枝川字一本松、字下馬、字虎坊、字高道、字三本松、字八枝及び字立野において事業地を変更する。